東広島市消防局訓令第4号

東広島市防火基準適合表示要綱を次のように定める。

平成29年 7月 1日

東広島市消防局長 古 川 晃

東広島市防火基準適合表示要綱

東広島市防火基準適合表示要綱(平成26年東広島市消防局訓令第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、不特定多数の者を収容する防火対象物に係る建築物の構造、設備等の 適合性を含めた防火上及び防災上の一定の基準に適合している旨の表示(以下「表示マー ク」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(表示マークの交付対象施設)

- 第2条 表示マークの交付は、次に掲げる施設を対象として行うものとする。
 - (1) 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1(5)項イに 掲げる防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、全体の収容人員が30人 以上のもの
 - (2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物に存する同表(5)項イの用途に供する部分の うち、当該部分が地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの (表示マーク)
- 第3条 表示マークの様式は、別図のとおりとし、その有効期間は、交付の日から次の各号 に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日までとする。
 - (1) 表示マーク(銀) 交付の日以後最初に到来する2月末日
 - (2) 表示マーク(金) 交付の日以後最初に到来する3月1日から起算して2年を経過する日

(表示マークの交付申請)

第4条 表示マークの交付の申請は、第2条各号に掲げる施設の関係者(消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する関係者をいう。以下同じ。)から表示マーク交付(更新)申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付させ、消防局長又は消防署長(以下「消防局長等」という。)に提出させることにより行わせるものとする。

- (1) 別表第1に掲げる書類のうち該当するもの
- (2) 第2条第2号に掲げる施設にあっては、原則として、統括防火(防災)管理者選任(解任)届出書、消防計画作成(変更)届出書その他防火対象物の全体に係るものを確認することができる書類
- (3) 法第8条の2の2第1項の規定による防火対象物の点検及び報告を要する防火対象物 以外の防火対象物にあっては、同項に規定する防火対象物点検資格者による同項の例に よる点検の結果が記載された書類
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条の規定による定期報告を要する防 火対象物以外の防火対象物にあっては、1級建築士、2級建築士その他の有資格者によ り別表第2に掲げる建築構造等及び避難施設等について行った同条の規定による定期調 査に準じた調査の結果が記載された書類

(更新に係る申請の受付期間)

第5条 前条の規定による申請のうち更新に係るものの受付は、各年の8月1日から12月 28日までに限り行うものとする。

(表示基準)

第6条 第4条の規定による申請について、防火上及び防災上一定の基準に適合しているか どうかを審査するための基準は、別表第2の基準(以下「表示基準」という。)のとおり とする。

(表示基準の適合に係る調査)

第7条 消防局長等は、第4条の規定による申請が表示基準に適合しているかどうかについて、同条各号に掲げる書類により調査するほか、必要に応じて施設に立ち入り、現地を確認するものとする。

(表示マークの交付等)

- 第8条 消防局長等は、第4条の規定による申請が表示基準に適合していると認めるとき(次項の場合を除く。)は、申請者に対し、その旨を表示基準適合通知書(別記様式第2 号)により通知するとともに、表示マーク(銀)を交付するものとする。
- 2 消防局長等は、第4条の規定による申請が表示基準に適合し、かつ、次の各号のいずれ かに該当すると認めるときは、申請者に対し、その旨を表示基準適合通知書により通知す るとともに、表示マーク(金)を交付するものとする。
 - (1) 表示マーク(銀)が3年間(初めてその交付を受けた日からその日以後最初に到来する2月末日までの期間を除く。)継続して交付されている場合
 - (2) 表示マーク(金)が交付されており、かつ、その交付の日以後最初に到来する3月1 日から2年が経過する日前に更新の申請がされている場合
- 3 消防局長等は、第4条の規定による申請が表示基準に適合していないと認めるときは、申請者に対し、表示基準不適合通知書(別記様式第3号)を交付するものとする。

- 4 消防局長等は、第1項又は第2項の規定により新たに表示マークを交付したときは、申請者に対し、表示マーク受領書(別記様式第4号)を提出させるものとする。
- 5 消防局長等は、第2項の規定により表示マーク(金)を交付したときは、速やかに、表示マーク(銀)を返還させるものとする。
- 6 表示マークの更新の申請があった場合において、従前の表示マークと同じ種類の表示マークを交付することとなる場合における第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「通知するとともに、表示マーク(銀)を交付する」とあり、及び第2項中「通知するとともに、表示マーク(金)を交付する」とあるのは、「通知する」とする。

(表示マークの掲出)

- 第9条 消防局長等は、表示マークの交付を受けた関係者に対し、次に掲げる行為を行うことを認めるものとする。
 - (1) 当該表示マークの交付を受けた施設における表示マークの掲出
 - (2) ホームページ等における表示マークに係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その 他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算 機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の使用

(表示マークの掲出の中止等)

- 第10条 消防局長等は、表示マークの交付を受けた施設の関係者に対し、当該施設が次の 各号のいずれかに該当する場合には前条各号に掲げる行為を速やかに中止し、その旨を消 防局長等に連絡するよう求めておかなければならない。
 - (1) 火災が発生したとき。
 - (2) 表示基準に適合しないこととなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、消防局長等が必要と認めるとき。
- 2 消防局長等は、前項の場合において、次条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、前条各号に掲げる行為を再開することを認めるものとする。

(表示マークの返還請求等)

- 第11条 消防局長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、表示マークの交付を受けている施設の関係者に対し、表示マーク返還請求書(別記様式第5号)を交付し、表示マークの返還及び第9条第2号に掲げる行為の取りやめを求めるものとする。
 - (1) 表示マークの交付を受けている施設において火災が発生した場合において、出火の原因又は出火後の対応について、当該施設の関係者の責めに帰すべき事由があるとき。
 - (2) 表示マークの交付を受けている施設が表示基準に適合しない状態となった場合において、その是正措置が講じられないとき。
 - (3) 第2条各号に掲げる施設のいずれにも該当しなくなったとき。
 - (4) ホームページ等における表示マークの使用に際して消防局長等から交付されたその電 磁的記録を他の用途に使用したとき。

- (5) 偽りその他不正の手段により表示マークの交付を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、表示マークの返還を求めるに足りる相当の理由があるとき。

(表示マークの再交付)

- 第12条 前条の規定により表示マークを返還した施設の関係者からの第4条の規定による 申請は、同条各号に掲げる事項が改善された日から受け付けるものとする。
- 2 前項の申請があった場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「認めるとき (次項の場合を除く。)」とあるのは「認めるとき」とし、同条第2項及び第5項の規定は、適用しない。

(表示マークの再交付)

- 第13条 消防局長等は、表示マークの交付を受けている施設の関係者から、次に掲げる事由により、その再交付について要望があったときは、当該関係者がその費用を負担する場合に限り、これを再交付することができるものとする。
 - (1) 交付を受けた表示マークが破損した場合
 - (2) 当該施設内の複数の箇所に表示マークを掲出する場合 (表示マーク交付対象外施設の取扱い)
- 第14条 消防局長等は、第2条各号に掲げる施設以外の施設であるホテル、旅館等の関係者から、表示制度対象外施設申請書(別記様式第6号)により申請があったときは、当該施設が表示基準に適合していることを確認した場合に限り、表示制度対象外施設通知書(別記様式第7号)によりその旨を通知するものとする。

(申請状況の整理)

第15条 消防局長等は、第4条、第12条第1項及び前条の申請の状況について、表示制度の受付処理簿(別記様式第8号)により整理を行うものとする。

(情報の提供)

第16条 消防局長等は、表示マークを交付した防火対象物の名称、所在地、交付した表示 マークの別その他の情報を、インターネットの利用により公衆の閲覧に供するものとす る。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、表示マークの交付に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 改正前の東広島市防火基準適合表示要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表第1 (第4条関係)

表示マークの交付申請に必要な添付書類

扣件事故。任年	備	考
報告書等の種類	表示マーク(銀)	表示マーク(金)
1 法第8条の2の3第1項(法第36条にお	申請日から過去1	前回の申請日以後
いて読み替えて準用する場合を含む。以下こ	年以内に実施した	に実施した全ての
の表において同じ。)の規定による特例の認	点検に係るもの※	点検に係るもの※
定がされていない場合にあっては、法第8条		
の2の2第1項(法第36条において読み替		
えて準用する場合を含む。)の規定による防		
火対象物又は防災管理の定期点検に係る報告		
書の写し		
2 法第8条の2の3第1項の規定による特例	申請日の直近の認	申請日の直近の認
の認定により防火対象物に係る定期の点検及	定に係るもの	定に係るもの
び報告が免除されている場合にあっては、同		
項の規定による特例の認定に係る通知書の写		
L		
3 法第17条の3の3の規定による消防用設	申請日から過去1	前回の申請日以後
備等の点検の結果に係る報告書の写し	年以内に実施した	に実施した全ての
	点検に係るもの	点検に係るもの※
4 法第14条の3の2の規定による製造所等	申請日から過去1	前回の申請日以後
の定期点検に係る記録表の写し	年以内に実施した	に実施した全ての
	点検に係るもの※	点検に係るもの※
5 建築基準法第12条の規定による定期調査	直近の定期調査の	直近の定期調査の
に係る報告書の写し	期間内に行った調	期間内に行った調
	査に係るもの	査に係るもの
6 点検報告に係る不備事項の改修状況、自衛		
消防訓練の記録、自主点検の記録、更新前に		
交付を受けた表示基準適合通知書その他消防		
局長が必要と認める書類		

注 ※印のある書類については、消防局長等に既に報告されている場合にあっては、添付を省略することができる。

別表第2(第4条、第6条関係)

表示基準

	点検項目
防火管理等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防炎対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
防災管理	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出

	防災管理に係る消防計画
	統括防災管理者等の届出
消防用設備等	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等
	消防用設備等の点検報告
危険物施設等	
建築構造等	定期調査報告
	建築構造等(建築構造・防火区画・階段)
	避難施設等

備考 判定基準 (消防予第419号平成25年10月31日付け消防庁予防課長通知別添) により、適合の状況を判定するものとする。

表示マーク交付(更新)申請書

								年	月	日
東	東広島市消防局	昂長(消防 署	肾長)	様						
					申 請 住 <u>氏</u> 電話者	<u>所</u> 名				(
<i>沙</i> 交标	大のとおり東瓜 ナ(更新)を登	広島市防火基 受けたいので				こよるā	長示マー	ク(ロ	金・□	銀)の
<u> </u>	所 在 地	21) 121 10	1 1 11)					
防	名称									
火	用途					※令別	 川表第 1	()	項
対	収容人員			7	管理権原	□単-	一権原	□複	数権原	
象	T# 74 TO TH		 造	地上		階	地下		階	
物	構造・規模	床面積			m²	延べ面	 面積			m²
ジ	を付年月日	左	F 月	日	交付番·	号				
	□防火(隊	5災管理) 対	付象物定:	期点検	報告書の写	まし				
添	□防火(隊	方災管理)対	付象物定:	期点検の	の特例認定	它通知書	書の写し			
付	□ 消防用記	设備等点検約	古果報告	書の写	L					
書		 全報告書の写								
類		幹定期点検 記								
		告の不備事項	夏の改修:	状況、Ⅰ	自主点検言	記録その	の他消防	局が必	要と認	める書
	類									
:	特記事項			\	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			\ a \ t +	نما ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	
	※受付権	東		※経	過欄			※ 備	甫考	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
 - 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示基準適合通知書

								東	広	消	第	号
										年	月	日
(申請者信	上所・氏	名等	等)	羕								
						東広島	島市₹	肖防局長	(消	i防署 I	憂)	Ē
	_											
4		a - LE										広島市防
火基準適合表								こ定める	基準	に適合	含して	いるの
で、表示マー	-ク (L	金・	□銀)	を父1	可 (更刻	新) する	٥,					
	1	.										
	所在地	$\bar{\mathbf{q}}$										
防火対象物	名 ≉	ř										
	用 逡	7.7										
交 付 年	月日	1			年	月	日	交付番-	号			
表示有效	カ 期 間	1		年	月	日~		年	月	F	3	
特記:	事 項	=										
14 臣 -	카 선	4										
備考 1 用	紙の大	きさ	は、日	本工業	規格A	列4と	する	0				

- - 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示基準不適合通知書

									東丿	広泊	肖	第	号	
											年	J	月日	
(申請者信	注所・氏	名等	等) 核	兼										
						東	広島市	5消防	i局長	· (¾	肖防署	暑長)	自	
年	F 月		日付け	ナで申	請のあっ	った次	この防り	火対象	や物に	つい	いてに	は、夏	夏広島市園	坊
火基準適合表	長示要綱	間の規	見定に』	よる審	査の結	果、同]要綱に	こ定め	る基	準し	こ適合	含して	こいないの	カ
で、その旨を	を通知す	つる。												
	所 在	地												
防火対象物	名	称												
	用	途												
不適合の														
理 由														
特記事項														
備考 用紙	の大き	さは	日本	丁業規	格 A 列	4 と-	する							

表示マーク受領書

								4	年	月	日
東広島市洋	肖防局	長(泊	肖防署長)	様							
							受領者				
							住所				
							<u>压 //</u> 氏 名				
							<u> </u>				
表示マーク	ל (□	金・[〕銀)を引	受領し	ました	ので、	今後、次の	事項をi	遵守 l	ノます。	
	所有	生 地									
防火対象物	名	称									
	用	途					※令別表第	1 ()	項		
表示マークス	を付年	月日		年	月	日	交付番号				
載すること なお、 ^ス 表示マーク	ークは ご。 ホーム カの電	見やるべージでは	すい場所に ジ等への打 記録を改変	こ掲出る載になっている。	するも 際して な	は、氵 く使月	し、可能な場 肖防局長(消 用すること。	防署長)) から	5交付3	された
3 表示の有	有効期	間内で	であって	も、次	のいず	れかり	ないよう取扱 こ該当すると また、ホー	消防局	長(消	肖防署县	曼) が

- マークに係る電磁的記録を使用している場合は、その使用をとりやめること。
 - (1) 表示マークの交付を受けている施設において火災が発生した場合において、出火 の原因又は出火後の対応について、当該施設の関係者の責めに帰すべき事由がある とき。
 - (2) 防火対象物において表示基準に適合しない状態となった場合において、その是正 措置が講じられないとき。
 - (3) 表示マークの交付の対象施設に該当しなくなったとき。
 - (4) ホームページ等における表示マークの使用に際して消防局長(消防署長)から交 付されたその電磁的記録を他の用途に使用したとき。
 - (5) 偽りその他不正の手段により表示マークの交付を受けたとき。
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、表示マークの返還を求めるに足りる相当の 理由があるとき。
- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
 - 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示マーク返還請求書

					東	正広	消	第	号
							年	月	日
(申請者信	主所・氏名等	等) 様							
			東広	高計	可消防局長	(消防:	署長)	ÉI	
年	F 月	日付け東広消	第	人	みで通知した	_次の	防火対	対象物に	ついて
は、東広島市	方防火基準通	適合表示要綱に 気	どめる表	表示で	ィークの返還	電事由	に該旨	旨し、表	示マー
クを掲出する	ることが不過	適当と認められる	ることか	16,	速やかに、	貸与	したま	長示マー	クを返
還するととも	った、ホーム	ムページ等におり	ナる使用	をと	こりやめるよ	こう請	求し [。]	ます。	
· - / · · · ·		• • •	, , ,			, , , , , ,		, ,	
	所 在 地								
防火対象物	名 称								
	用 途				※令別表第	多1 () IJ	Ą	
表示マークダ	を付年月日	年	月	日	交付番号				
返還事由				<u> </u>					
□ 防火対象	象物が表示基	基準に適合しない	\状態と	: なり)、その是正	E措置:	が講し	じられな	いため
□ 表示マー	-クの交付を	と受けている施記	役におい	ヽてタ	く災が発生し	八、出;	火の原	原因又は	出火後
の対応につ	ついて、当誌	変施設の関係者の	り責めに	_帰す	「べき事由か	ぶある	と認め	りられる	ため
_									
世 土 1 田	Art on 1 hr G	ル ロナ て柴田	16 . 74)				

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
 - 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示制度対象外施設確認申請書

							年	月	日
身	夏広島市消防局	昂長(消防署	長) 様						
					申請者				
					<u>住</u> 所				
					氏 名				(F)
					電話番号	<u></u>			
Ü	文のとおり、君	長示制度対象	外施設通知	知書の	交付を受り	けたいので	、申請し	ます。	
防	所 在 地								
火火	名 称					T			
対	用 途					※令別表	第1 ()項
象	収容人員				管理権原	□単一権	原 口	复数権	原
物	構造・規模		造	地上		階 	地下	階	
124	再坦	床面積		m²	延~	で面積			m²
	□防火(防	5災管理) 対	象物定期。	点検報	告書の写し				
添	□防火(防	5災管理) 対	象物定期。	点検の	特例認定道	通知書の写	l		
付	□ 消防用割	设備等点検結	果報告書	の写し					
書	□ 定期調査	登報告書の写	L						
類	□ 製造所領	争定期点検記	録の写し						
,,,	□ 点検報告	らの不備事項	の改修状況	兄、自	主点検記録	录その他消	防局長が	必要と	認める
	書類	<u> </u>							
	特記事項								
	※受付村	闡		※ 経ì			※備	考	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
 - 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示制度対象外施設確認通知書

								肖	第	号
								年	月	日
	(申請者住所・	・氏名等)	様							
					東広島市	消防局	· □長(犭	肖防暑	屠長)	ÉI
	年	月 日付	けで申請	のあっ	った次の防火	火対象物	勿につい	ハてに	は、東広	島市防
火基	基準適合表示 勇	要綱の規定に	よる表示	制度の)対象外施記	殳である	ること	を確認	認したの	つで、そ
の旨	旨を通知しま っ	۲.								
H-1.	所 在 地									
防	名 称									
火	用 途					※令別	表第	1 () 項
対	収容人員				管理権原	□単−	権原		□複数権	重原
象	1#-74 IB III-		造	地上		階	地	下	階	比
物	構造・規模	床面積		n	·····································	···面積				m²
	1									
	特記事項	審査の結	i果、表示	基準に	こ適合してい	いると認	忍める。			
	※受付	欄		※経	過欄			*	備考	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
 - 2 ※印の欄は、記載しないこと。
 - 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

表示制度の受付処理簿(平成 年度)

		銀				経	過処理				
受付番号 (交付番号)	受付 年月日	· 金	事業所名称	用途	表示を開始した 年月日 (起点)	適合 ・ 不適合	適合通知書 交付年月日 (対象外)	受領書 年月日	返還請求 年月日	備	考

(記載要領)

- 1 「受付番号(交付番号)」欄には、申請を受け付けた年度の数字及び当該年度における受付順の番号をハイフンでつないで記載すること。(例:26-1)
- 2 「銀・金」の欄には、交付した表示マークの別を記載し、当該施設が表示マークの交付の対象外であることを確認した場合にあっては、「一」を記載すること。

別図(第3条関係)





表示マーク (金)

表示マーク (銀)

- 備考 1 様式の大きさは、日本工業規格B列4とする。
 - 2 色彩は、地を紺色とし、その他のものにあっては、それぞれ金色又は銀色とする。